

業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 31 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものです。

株式会社マネーパートナーズ

I 金融商品取引業者の概況及び組織に関する事項

1. 商号

株式会社マネーパートナーズ

2. 登録年月日及び登録番号

(1) 登録年月日

平成20年9月10日

(2) 登録番号

関東財務局長(金商)第2028号

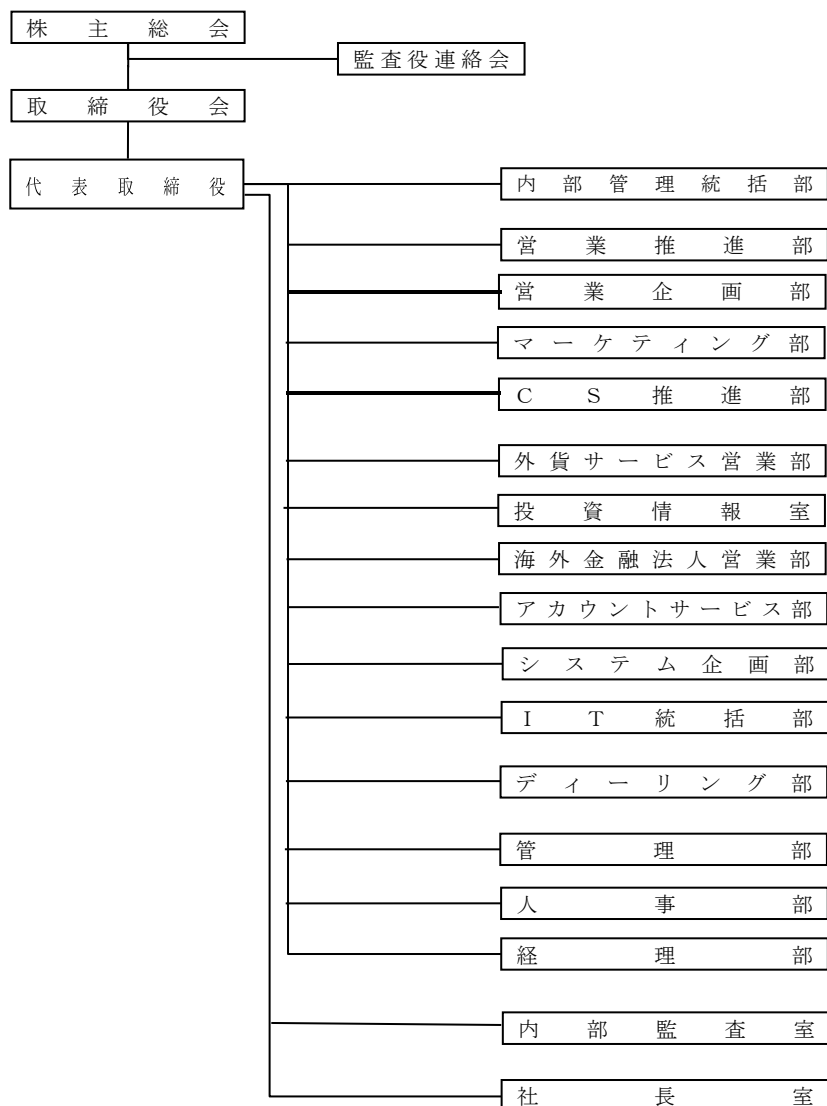
3. 沿革及び経営の組織

(1) 沿革

年 月	沿 革
平成20年5月	マネーパートナーズ分割準備株式会社設立
9月	金融商品取引業者登録(登録番号: 関東財務局長(金商)第2028号)
10月	吸収分割の方法により、金融商品取引業等に関する全事業を株式会社マネーパートナーズ(10月1日付をもって商号を株式会社マネーパートナーズグループに変更)から承継し、商号をマネーパートナーズ分割準備株式会社から株式会社マネーパートナーズに変更
平成21年6月	第二種金融商品取引業の追加登録
7月	大阪取引所に開設された取引所外国為替取引市場(愛称: 大証FX)においてマーケットメイカーとしての業務を開始
平成22年7月	有価証券の新規買付取扱い開始
平成23年1月	商品先物取引業の許可を受ける
3月	外貨の成田受取サービス開始
8月	CFD-metals取引開始
平成24年3月	外貨両替・受取サービスに「英ポンド」「スイスフラン」の2通貨を追加
7月	外貨両替・受取サービス、関西国際空港にてサービス開始
平成25年7月	外貨両替・受取サービス、羽田空港及び中部国際空港(セントレア)にてサービス開始
平成26年4月	新サービス「かんたんトレナビ」開始
6月	新サービス「外貨引受サービス」開始
6月	外貨両替・受取サービスに「韓国ウォン」追加
9月	海外専用のトラベルプリペイドカード「マネパカード」開始
10月	大阪取引所の取引所外国為替取引市場(愛称: 大証FX)の休止に伴いマーケットメイカーとしての業務を終了
11月	第二種金融商品取引業の廃止
平成27年3月	外貨両替・受取サービスに「中国元」追加
4月	スワップポイントのみの受取サービスを開始
平成28年1月	ホームページにビットコインの参考レートの表示を追加
3月	大和ネクスト銀行との提携カード「DAIWA SMART DEPOSIT」の提供を開始
5月	マネパカードの国内利用サービス開始
12月	本社移転
平成29年4月	株式会社日本旅行との提携カード「日本旅行マネパカード」開始
9月	仮想通貨交換業の登録
平成30年6月	Peach Aviation 株式会社との提携カード「Peach Manepa Card」開始
11月	マネパカードの入金方法に『コンビニ予約入金』追加

(2) 経営の組織 (平成31年3月31日現在)

【組織図】



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合（平成 31 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称		保有株式数 (株)	総株主等の議決権に 占める保有株式に係 る議決権の数の割合 (%)
1	株式会社マネーパートナーズグループ	62,000	100.00

5. 役員の名（平成 31 年 3 月 31 日現在）

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	奥山 泰全	有	常勤
取締役副社長 CFO	中西 典彦	無	常勤
専務取締役	福島 秀治	無	常勤
常務取締役	白水 克紀	無	常勤
常務取締役	佐藤 義仁	無	常勤
取締役CIO	上山 文利	無	常勤
取締役内部管理統括責任者	佐藤 直広	無	常勤
取締役	梶川 理恵	無	常勤
取締役	宮本 英昭	無	常勤
取締役	李 鍾官	無	常勤
取締役	磯部 秀一	無	常勤
監査役	安齋 一雄	無	常勤
監査役	鈴木 隆	無	非常勤
監査役	澤 昭人	無	非常勤

- (注) 1. 常勤監査役安齋一雄氏及び監査役鈴木隆氏、監査役澤昭人氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役澤昭人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 政令で定める使用人の氏名（平成 31 年 3 月 31 日現在）

金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名

氏名	役職名
佐藤 直広	内部管理統括部長

7. 業務の種別

金融商品取引業

第一種金融商品取引業

- ・金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務
- ・金融商品取引法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務
- ・金融商品取引法第28条第1項第5号に掲げる行為に係る業務

金融商品取引業付随業務

外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理、その他これに付随する業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

本社事務所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー33階

9. 他に行っている事業の種類

商品先物取引業

資金移動業

他の事業者の業務に関する広告又は宣伝

仮想通貨交換業

(注)平成29年9月29日付で仮想通貨交換業の登録をしておりますが、業務は開始しておりません。

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 第一種金融商品取引業務

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）との間で第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

(2) 特定投資助言・代理業務

該当事項はありません。

(3) 投資運用業

該当事項はありません。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

(1) 加入する金融商品取引業協会

日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

(2) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当事項はありません。

12. 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

II 金融商品取引業者の業務の状況に関する事項

1. 直近の事業年度における業務の概要

当会計年度における我が国経済は、足元では一部に弱さが見られるものの総じて緩やかな回復基調で推移しました。企業部門においては、輸出・生産は持ち直しの後弱い推移となり、企業収益も改善の後足踏み状態となりました。一方、家計部門においては、雇用情勢は改善しており、個人消費も持ち直しが継続しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

外国為替市場において、米ドル/円相場は、1ドル=106円台前半で取引が始まり、米中の通商問題や北朝鮮情勢等のリスク要因の後退、更には米国金利の上昇を背景にドル高円安基調で推移し、5月21日には111円台半ばをつけました。その後も、8月に米国とトルコとの関係悪化への懸念等を背景とするリスク回避の流れから円が買われ一時109円台後半をつける局面はありましたが、10月4日には当期の高値となる114円台半ばまで値を上げました。その後は、米中通商問題への警戒感や米国金利政策への思惑が交錯する中、方向性に乏しい相場展開となり、111円台半ばから114円台前半にかけての狭い範囲で推移しました。ところが、12月中旬に米国金利政策への警戒感が台頭すると米国金利の低下、株安を伴い急ピッチなドル安円高の流れとなり、年が明けて1月3日には外国為替市場における商いの薄い中、投機的な動きと相俟ってドルは急落し一時的に当期の安値となる105円台前半をつけました。その後は、堅調な米国経済指標結果を背景に徐々に値を戻し、3月初頭にかけて112円台前半の水準まで値を上げましたが、3月下旬にグローバル経済後退への懸念からリスクオフムードが台頭すると円が買われ110円台後半で期末を迎えました。また、米ドル/円以外の主要な取扱い通貨である欧州・オセアニア通貨については、円に対して概ね期首から弱い動きで推移し、2019年1月3日の急激な円高を経た後、概ね横這いで推移しました。各通貨の変動率は、トルコリラを始めとする新興国通貨が8月に急落する局面があった一方、当期の米ドル/円の月足において全ての月で高値と安値の差が5円未満となるなど、主要な通貨について総じて歴史的とも言える低水準となりました。

これらの結果、当会計年度の外国為替取引高は11,865億通貨単位（前期比10.4%減）となりました。また、当会計年度末の顧客口座数は330,230口座（前期末比15,683口座増）、顧客預り証拠金は62,557百万円（同1.3%増）、有価証券による預り資産額は6,872百万円（同16.6%減）となりました。

また、当会計年度の営業収益は、主要通貨ペアと比較して相場変動率の高かった新興国通貨の取引高の割合の増加が外国為替取引全体の収益性を底上げしたこと等からトレーディング損益が前期比微減にとどまったことにより5,807百万円（前期比0.7%減）となりました。利益については、販売費・一般管理費が全般的に減少した結果、営業利益は1,041百万円（同13.8%増）、経常利益は1,061百万円（同12.9%増）となりました。また、特別損失として減損損失159百万円の計上により当期純利益は610百万円（同4.7%減）となりました。

2. 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	第9期	第10期	第11期
資本金	3,100	3,100	3,100
発行済株式数	62,000株	62,000株	62,000株
営業収益	5,862	5,850	5,807
受入手数料	109	116	104
委託手数料	2	4	3
その他の受入手数料	107	112	100
トレーディング損益	5,731	5,671	5,621
その他のトレーディング損益	5,731	5,671	5,621
金融収益	21	62	81
純営業収益	5,714	5,669	5,622
経常利益	1,044	940	1,061
当期純利益	697	640	610

(2) 有価証券の売買の状況

(単位：百万円)

区 分	第9期	第10期	第11期
委 託	3,545	5,690	5,212
自 己	—	—	—
計	3,545	5,690	5,212

(3) その他業務の状況

店頭商品デリバティブ取引の営業収益につきましては、重要性が乏しいことから外国為替証拠金取引に含めて「その他のトレーディング損益」に記載しております。

(4) 自己資本規制比率

(単位：百万円)

		第9期	第10期	第11期
基本的項目 (A)		10,284	10,732	11,213
補完的項目	その他有価証券評価差額金（評価益）等	—	—	—
	金融商品取引責任準備金等	0	0	0
	一般貸倒引当金	2	2	3
	長期劣後債務	—	—	—
	短期劣後債務	—	—	—
	計 (B)	3	3	3
控除資産 (C)		4,347	5,561	6,735
固定化されていない自己資本(A)+(B)-(C) (D)		5,940	5,173	4,482
リスク相当額	市場リスク相当額	27	28	29
	取引先リスク相当額	255	212	209
	基礎的リスク相当額	1,131	1,113	1,110
	計 (E)	1,414	1,354	1,350
自己資本規制比率 (D)/(E)×100		419.9%	381.8%	331.9%

(5) 使用人及び外務員の総数

使用人	第9期	第10期	第11期
総数	67名	65名	60名
うち外務員	40名	33名	26名

Ⅲ 金融商品取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第10期	第11期
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
	金 額	金 額
(資 産 の 部)		
流 動 資 産	80,297	81,324
現 金 ・ 預 金	10,781	12,747
預 託 金	48,814	50,499
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	13,752	12,448
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	13,752	12,448
約 定 見 返 勘 定	554	184
短 期 差 入 保 証 金	5,352	4,142
前 払 金	3	0
前 払 費 用	131	148
未 収 入 金	121	105
未 収 収 益	483	727
繰 延 税 金 資 産	24	-
そ の 他 の 流 動 資 産	282	324
貸 倒 引 当 金	△2	△3
固 定 資 産	1,880	2,724
有形固定資産	627	730
建 物	165	120
器 具 ・ 備 品	88	77
リ ー ス 資 産 (有 形)	373	532
無形固定資産	856	1,520
ソ フ ト ウ ェ ア	380	346
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	287	356
リ ー ス 資 産 (無 形)	189	818
投資その他の資産	396	473
出 資 金	2	2
長 期 差 入 保 証 金	148	138
長 期 前 払 費 用	164	160
繰 延 税 金 資 産	76	165
そ の 他	4	6
資 産 合 計	82,178	84,048

(単位：百万円)

科 目	第10期 (平成30年3月31日)	第11期 (平成31年3月31日)
	金 額	金 額
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	70,851	71,796
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	648	802
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	648	802
約 定 見 返 勘 定	66	33
預 り 金	3,410	3,853
受 入 保 証 金	61,758	62,557
短 期 借 入 金	2,286	1,000
リ ー ス 債 務	121	299
前 受 収 益	62	46
未 払 金	359	443
未 払 費 用	2,044	2,656
未 払 法 人 税 等	68	78
賞 与 引 当 金	24	24
固 定 負 債	455	1,038
リ ー ス 債 務	442	1,022
役 員 株 式 給 付 引 当 金	12	15
特 別 法 上 の 準 備 金	0	0
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	0	0
負 債 合 計	71,307	72,835
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	10,870	11,213
資 本 金	3,100	3,100
利 益 剰 余 金	7,770	8,113
利 益 準 備 金	263	290
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,507	7,823
繰 越 利 益 剰 余 金	7,507	7,823
純 資 産 合 計	10,870	11,213
負 債 ・ 純 資 産 合 計	82,178	84,048

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 10 期 (平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで)		第 11 期 (平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで)	
	金 額		金 額	
営 業 収 益		5,850		5,807
受 入 手 数 料	116		104	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	5,671		5,621	
金 融 収 益	62		81	
金 融 費 用		181		185
純 営 業 収 益		5,669		5,622
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		4,754		4,581
取 引 関 係 費	1,536		1,406	
人 件 費	613		598	
不 動 産 関 係 費	610		637	
事 務 費	1,455		1,440	
減 価 償 却 費	413		370	
租 税 公 課	95		92	
そ の 他	30		35	
営 業 利 益		914		1,041
営 業 外 収 益		81		76
営 業 外 費 用		55		56
経 常 利 益		940		1,061
特 別 利 益		0		-
金融商品取引責任準備金戻入	0		-	
特 別 損 失		-		159
減 損 損 失	-		159	
税 引 前 当 期 純 利 益		940		902
法人税、住民税及び事業税	322		357	
法 人 税 等 調 整 額	△22	299	△65	292
当 期 純 利 益		640		610

(3) 株主資本等変動計算書

第10期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,100	250	7,012	7,263	10,363	10,363
当期変動額						
剰余金の配当	—	13	△146	△133	△133	△133
当期純利益	—	—	640	640	640	640
当期変動額合計	—	13	494	507	507	507
当期末残高	3,100	263	7,507	7,770	10,870	10,870

第11期 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,100	263	7,507	7,770	10,870	10,870
当期変動額						
剰余金の配当	—	26	△294	△267	△267	△267
当期純利益	—	—	610	610	610	610
当期変動額合計	—	26	315	342	342	342
当期末残高	3,100	290	7,823	8,113	11,213	11,213

(4) 注記事項

第 10 期	第 11 期
<p>当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）並びに同規則第 118 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。</p> <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブの評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ 時価法を採用しております。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法（ただし、建物及び建物付属設備については定額法）を採用しております。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>③リース資産</p> <p>_____</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p>	<p>当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）並びに同規則第 118 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。</p> <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>③リース資産</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。</p> <p>同左</p> <p>(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>②賞与引当金</p> <p>同左</p>

第 10 期	第 11 期
<p>③役員株式給付引当金 株式交付規程に基づき当社の取締役への親会社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。</p> <p>③金融商品取引責任準備金 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。</p> <p>(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>②連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> <p>③顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（負債）にそれぞれ計上しております。</p> <p>また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は貸借対照表上の預託金勘定に計上し、収益は金融収益勘定に計上した上で事業年度末において未収のものは貸借対</p>	<p>③役員株式給付引当金 同左</p> <p>④金融商品取引責任準備金 同左</p> <p>(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理 同左</p> <p>②連結納税制度の適用 同左</p> <p>③顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 同左</p>

第 10 期	第 11 期
<p>照表上の未収収益勘定に計上しております。</p> <p>④カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティ毎に合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定に計上しております。</p> <p>また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジションの持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当事業年度末におけるロールオーバーによる新規建値と直物為替相場との差額をもって算定しております。</p> <hr/> <p>2. 貸借対照表に関する注記</p> <p>(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾契約に基づく極度額を13,000百万円とする債務保証に対する担保として、現金・預金（定期預金）3,250百万円を差し入れております。当期末におけるこの担保に係る被保証債務残高は24百万円であります。この他、同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。</p>	<p>④カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>同左</p> <p>2. 表示方法の変更に関する注記</p> <p>「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。</p> <p>3. 貸借対照表に関する注記</p> <p>(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾契約に基づく極度額を13,000百万円とする債務保証に対する担保として、現金・預金（定期預金）3,250百万円を差し入れております。当期末におけるこの担保に係る被保証債務残高はありません。この他、同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。</p>

第 10 期	第 11 期																																				
<p>(2) 有形固定資産の減価償却累計額 365 百万円</p> <p>(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権 0 百万円 短期金銭債務 226 百万円</p> <p>(4) 差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 差入を受けている有価証券 受入保証金代用有価証券 7,906 百万円</p> <p>(5) 特別法上の準備金及び計上を規定した法令の条項 金融商品取引責任準備金 0 百万円 金融商品取引法第 46 条の 5 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条</p> <p>3. 損益計算書に関する注記 関係会社との取引高 営業取引による取引高 営業費用 526 百万円 営業取引以外の取引による取引高 38 百万円</p> <p>4. 株主資本等変動計算書に関する注記 (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 62,000 株</p> <p>(2) 配当に関する事項 ①配当金支払額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当の総額 (百万円)</th> <th>1株当たり配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年 6 月 17 日 定時株主総会</td> <td>普通 株式</td> <td>78</td> <td>1,270</td> <td>平成 29 年 3 月 31 日</td> <td>平成 29 年 6 月 19 日</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月 30 日 取締役会</td> <td>普通 株式</td> <td>54</td> <td>880</td> <td>平成 29 年 9 月 30 日</td> <td>平成 29 年 12 月 4 日</td> </tr> </tbody> </table>	決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成 29 年 6 月 17 日 定時株主総会	普通 株式	78	1,270	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 19 日	平成 29 年 10 月 30 日 取締役会	普通 株式	54	880	平成 29 年 9 月 30 日	平成 29 年 12 月 4 日	<p>また、支払承諾契約とは別に金融機関と顧客区分管理信託契約に係る同社の信託受益権に対し質権を設定する当座貸越契約を締結しております。</p> <p>(2) 有形固定資産の減価償却累計額 544 百万円</p> <p>(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権 0 百万円 短期金銭債務 197 百万円</p> <p>(4) 差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 差入を受けている有価証券 受入保証金代用有価証券 6,567 百万円</p> <p>(5) 特別法上の準備金及び計上を規定した法令の条項 金融商品取引責任準備金 0 百万円 金融商品取引法第 46 条の 5 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条</p> <p>4. 損益計算書に関する注記 関係会社との取引高 営業取引による取引高 営業費用 501 百万円 営業取引以外の取引による取引高 38 百万円</p> <p>5. 株主資本等変動計算書に関する注記 (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 62,000 株</p> <p>(2) 配当に関する事項 ①配当金支払額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当の総額 (百万円)</th> <th>1株当たり配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年 6 月 16 日 定時株主総会</td> <td>普通 株式</td> <td>138</td> <td>2,230</td> <td>平成 30 年 3 月 31 日</td> <td>平成 30 年 6 月 18 日</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 10 月 30 日 取締役会</td> <td>普通 株式</td> <td>129</td> <td>2,090</td> <td>平成 30 年 9 月 30 日</td> <td>平成 30 年 12 月 4 日</td> </tr> </tbody> </table>	決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成 30 年 6 月 16 日 定時株主総会	普通 株式	138	2,230	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 18 日	平成 30 年 10 月 30 日 取締役会	普通 株式	129	2,090	平成 30 年 9 月 30 日	平成 30 年 12 月 4 日
決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日																																
平成 29 年 6 月 17 日 定時株主総会	普通 株式	78	1,270	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 19 日																																
平成 29 年 10 月 30 日 取締役会	普通 株式	54	880	平成 29 年 9 月 30 日	平成 29 年 12 月 4 日																																
決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日																																
平成 30 年 6 月 16 日 定時株主総会	普通 株式	138	2,230	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 18 日																																
平成 30 年 10 月 30 日 取締役会	普通 株式	129	2,090	平成 30 年 9 月 30 日	平成 30 年 12 月 4 日																																

第 10 期	第 11 期																																														
<p>②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの</p> <p>平成 30 年 6 月 16 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配当金の総額 138 百万円 ・ 1 株当たり配当額 2,230 円 ・ 基準日 平成 30 年 3 月 31 日 ・ 効力発生日 平成 30 年 6 月 18 日 <p>なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。</p>	<p>②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの</p> <hr style="width: 20%; margin: 10px auto;"/>																																														
<p>5. 税効果会計に関する注記</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>役員株式給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>17百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">104百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△3百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	14百万円	賞与引当金	7百万円	未払金	44百万円	減価償却超過額	12百万円	資産除去債務	4百万円	役員株式給付引当金	3百万円	その他	<u>17百万円</u>	繰延税金資産小計	104百万円	評価性引当額	<u>△3百万円</u>	繰延税金資産合計	100百万円	<p>6. 税効果会計に関する注記</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>役員株式給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">48百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>21百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">170百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△4百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">165百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	16百万円	賞与引当金	7百万円	未払金	44百万円	減価償却超過額	20百万円	資産除去債務	7百万円	役員株式給付引当金	4百万円	減損損失	48百万円	その他	<u>21百万円</u>	繰延税金資産小計	170百万円	評価性引当額	<u>△4百万円</u>	繰延税金資産合計	165百万円
繰延税金資産																																															
未払事業税	14百万円																																														
賞与引当金	7百万円																																														
未払金	44百万円																																														
減価償却超過額	12百万円																																														
資産除去債務	4百万円																																														
役員株式給付引当金	3百万円																																														
その他	<u>17百万円</u>																																														
繰延税金資産小計	104百万円																																														
評価性引当額	<u>△3百万円</u>																																														
繰延税金資産合計	100百万円																																														
繰延税金資産																																															
未払事業税	16百万円																																														
賞与引当金	7百万円																																														
未払金	44百万円																																														
減価償却超過額	20百万円																																														
資産除去債務	7百万円																																														
役員株式給付引当金	4百万円																																														
減損損失	48百万円																																														
その他	<u>21百万円</u>																																														
繰延税金資産小計	170百万円																																														
評価性引当額	<u>△4百万円</u>																																														
繰延税金資産合計	165百万円																																														
<p>6. 金融商品に関する注記</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、デリバティブ取引である外国為替証拠金取引の取扱いを主たる事業としております。</p> <p>顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、当社が顧客等に対して提示する為替レートに対してインターネットを通じて行われる注文を受け付け、受諾することにより成立し</p>	<p>7. 金融商品に関する注記</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p style="text-align: right;">同左</p>																																														

第 10 期

ます。当社は、これに伴う為替ポジションにより生じる為替変動リスクをヘッジするため、社内規程に基づき銀行、証券会社等のカウンターパーティに対してカバー取引を実施し、外国為替証拠金取引における為替ポジションの偏りを通貨ペア毎にゼロとするよう管理しております。

この事業を行うために必要な資金の調達は、主に銀行借入によっており、その他、カウンターパーティとの間のカバー取引に必要な差入保証金の一部を、金融機関との支払承諾契約に基づく保証状によって代用しております。

また、資金の運用は、流動性預金をはじめとする短期の預金等に限定しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

顧客等もしくはカウンターパーティとの外国為替証拠金取引の評価損益であるトレーディング商品(デリバティブ取引)は、先物取引の契約不履行に係る信用リスクに晒されております。また、カウンターパーティ等を相手方とする外国為替証拠金取引の未授受の決済差金である約定見返勘定並びに主に顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引から生じる未収スワップである未収収益は、決済の履行に係る信用リスクに晒されております。更に、現金・預金や主に顧客からの預り資産を区分管理するための金銭信託である預託金並びにカバー取引を行うためにカウンターパーティに差し入れている短期差入保証金は取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

現金・預金、トレーディング商品(デリバティブ取引)、約定見返勘定、未収収益、預託金及び短期差入保証金に加え、外国為替証拠金取引に関する顧客等からの預り証拠金である受入保証金及び主に顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引から生じる未払スワップである未払費用は、外貨建の資産・負債を含んでおり、為替の変動リスクに晒されております。また、リース債務及び短期借入金は、主に金利の変動リスクに晒されております。

預り金、受入保証金、リース債務、未払金、未払費用、短期借入金及び負債に計上される約定見返勘定は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、評価損益に係る信用リスクや為替変動リスクに加えて、取引自体が為替ポジションを構成しており、これらは為替変動リスクに晒されております。

第 11 期

②金融商品の内容及びそのリスク

同左

第 10 期	第 11 期
<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>当社は、金融商品に係るリスクの管理を、金融商品取引法第 46 条の 6 に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第 178 条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成 19 年金融庁告示第 59 号）に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。また、リスク相当額については、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、財務担当部門は毎営業日リスク相当額を算出し、これが限度枠内に収まっていることを経営企画部門担当取締役等に報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役会に報告することにより管理を行っております。</p> <p>一方、資金調達に係る流動性リスクについては、毎営業日のカウンターパーティとの差金決済を含めたカバー取引必要証拠金の状況及び顧客区分管理信託の元本追加／解約の状況を財務部門担当取締役等に報告するとともに、これらの 1 ヶ月間の推移や資金借入等の状況をリスク管理会議や取締役会に報告することにより管理を行っております。</p> <p>また、個々のリスク管理の取組状況等の詳細は、以下のとおりであります。</p> <p>(i) 信用リスクの管理</p> <p>当社は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に伴う信用リスクを管理するために、自動ロスカット制度を採用しております。これは、外国為替証拠金取引から生じる為替ポジションの評価損益であるトレーディング商品（デリバティブ取引）、未収もしくは未払のスワップである未収収益もしくは未払費用と預り証拠金である受入保証金を顧客毎に管理し、顧客の損失等により顧客が保有する為替ポジションに対してこれらの純額が一定の水準を下回ると自動的に為替ポジションを成り行き決済により清算するものであり、この制度により顧客に対する信用リスクが生じる可能性の低減を図っております。</p> <p>カバー取引に伴うトレーディング商品（デリバティブ取引）、約定見返勘定、短期差入保証金及びデリバティ</p>	<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> <p>(i) 信用リスクの管理</p> <p>同左</p>

第 10 期	第 11 期
<p>ブ取引に係るカウンターパーティの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティを慎重に選定するとともに、信用状況等の変化をモニタリングすることによって管理を行っております。また、カバー取引を行うにあたって、差入保証金の一部を金融機関からの保証状で代用することにより、現金による差入保証金の金額を抑制し、信用リスクの低減を図っております。更に、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。</p> <p>この他、長期差入保証金については、一定の格付けを有する先を差入先として選定し、相手方の信用状況等をモニタリングすることにより、信用リスクの管理を行っており、預金取引をはじめとする金融機関の信用リスクに対しては、資金の運用を短期間のものに限定することや取引金融機関の分散によりリスクの低減を図っております。</p> <p>(ii) 市場リスク（為替変動リスク）の管理</p> <p>当社の主たる業務である外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カウンターパーティとの間で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、社内規程に基づき実施され、毎営業日の最終時点での会社全体の為替ポジションの偏りをゼロとすることを義務付け、会社全体及びカバー取引実施担当者毎に一時的に保有できる為替ポジションの数量等に制限をかけることにより為替変動リスクの低減を図っております。また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理のほか、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、カウンターパーティとの決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを実施しております。</p> <p>デリバティブ取引以外の、外貨建資産・負債の為替変動リスクについては、財務担当部門が日次で会社全体の為替ポジションをモニタリングした上で、両替等の取引</p>	<p>(ii) 市場リスク（為替変動リスク）の管理</p> <p>当社の主たる業務である外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カウンターパーティとの間で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、社内規程に基づき実施され、毎営業日の最終時点での会社全体の為替ポジションの偏りをゼロとすることを義務付け、会社全体及びカバー取引実施担当者毎に一時的に保有できる為替ポジションの数量等に制限をかけることにより為替変動リスクの低減を図っております。また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理のほか、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、カウンターパーティとの決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを実施しております。</p> <p>デリバティブ取引以外の、外貨建資産・負債の為替変動リスクについては、財務担当部門が日次で会社全体の為替ポジションをモニタリングした上で、両替等の取引</p>

第 10 期	第 11 期
<p>を通じてポジションの偏りを一定の範囲に収めるよう管理しております。</p> <p>なお、為替変動リスクに係るリスク相当額は、為替変動リスクに晒されている全ての資産、負債、デリバティブ取引について通貨ごとのネット・ポジションを算出し、その他のすべてのリスク変数を一定と仮定し、外国為替相場が対円で8%当社グループに対して不利に変動した場合の損失額として算出しており、当事業年度末における額は24百万円であります。</p> <p>この他、短期借入金の金利変動リスクについては、借入の期間を短期間に限定することによりリスクの管理を行っております。</p> <p>(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当社は、外国為替証拠金取引を行うにあたっての流動性リスクに対応するため、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。</p> <p>「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>を通じてポジションの偏りを一定の範囲に収めるよう管理しております。</p> <p>なお、為替変動リスクに係るリスク相当額は、為替変動リスクに晒されている全ての資産、負債、デリバティブ取引について通貨ごとのネット・ポジションを算出し、その他のすべてのリスク変数を一定と仮定し、外国為替相場が対円で8%当社グループに対して不利に変動した場合の損失額として算出しており、当事業年度末における額は18百万円であります。</p> <p>この他、短期借入金の金利変動リスクについては、借入の期間を短期間に限定することによりリスクの管理を行っております。</p> <p>(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

第 10 期

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	10,781	10,781	—
(2) 預託金	48,814	48,814	—
(3) 約定見返勘定	554	554	—
(4) 短期差入保証金	5,352	5,352	—
(5) 未収収益	483	483	—
資産計	65,985	65,985	—
(1) 約定見返勘定	66	66	—
(2) 預り金	3,410	3,410	—
(3) 受入保証金	61,758	61,758	—
(4) 短期借入金	2,286	2,286	—
(5) 未払費用	2,044	2,044	—
負債計	69,566	69,566	—
デリバティブ取引 (*1)	13,103	13,103	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権 13,752 百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務 648 百万円を計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 約定見返勘定、(4) 短期差入保証金、(5) 未収収益

これらは、満期のないものもしくは短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

第 11 期

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 31 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	12,747	12,747	—
(2) 預託金	50,499	50,499	—
(3) 約定見返勘定	184	184	—
(4) 短期差入保証金	4,142	4,142	—
(5) 未収収益	727	727	—
資産計	68,300	68,300	—
(1) 約定見返勘定	33	33	—
(2) 預り金	3,853	3,853	—
(3) 受入保証金	62,557	62,557	—
(4) 短期借入金	1,000	1,000	—
(5) 未払費用	2,656	2,656	—
負債計	70,101	70,101	—
デリバティブ取引 (*1)	11,646	11,646	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権 12,448 百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務 802 百万円を計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 約定見返勘定、(4) 短期差入保証金、(5) 未収収益

これらは、満期のないものもしくは短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

第 10 期

負 債

(1) 約定見返勘定、(2) 預り金、(3) 受入保証金、(4) 短期借入金、(5) 未払費用

これらは、満期のないものもしくは短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
	うち1年超 (百万円)		時価ベース の想定元本 (百万円) (*2)	評価額 (百万円)	
外国為替証拠金取引					
売建	298,989	—	287,789	11,199	11,199
買建	285,916	—	287,790	1,873	1,873
合計	—	—	—	13,073	13,073

(*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

第 11 期

負 債

(1) 約定見返勘定、(2) 預り金、(3) 受入保証金、(4) 短期借入金、(5) 未払費用

これらは、満期のないものもしくは短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
	うち1年超 (百万円)		時価ベース の想定元本 (百万円) (*2)	評価額 (百万円)	
外国為替証拠金取引					
売建	194,077	—	183,990	10,086	10,086
買建	182,474	—	183,990	1,516	1,516
合計	—	—	—	11,602	11,602

(*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

商品関連

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
	うち1年超 (百万円)		時価ベース の想定元本 (百万円) (*2)	評価額 (百万円)	
店頭商品 デリバティブ 取引					
売建	4,071	—	4,063	8	8
買建	4,028	—	4,063	35	35
合計	—	—	—	43	43

(*1) 時価の算定方法 事業年度末の銀行間商品デリバティブ取引価格により算定しております。

(*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

第10期

② ヘッジ会計が適用されているもの
該当するものはありません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還
予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
現金・預金	10,781	—
預託金	48,814	—
約定見返勘定	554	—
短期差入保証金	5,352	—
未収収益	483	—
合計	65,985	—

7 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等 の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親 会 社	株式会社マ ネーパート ナーズグル ープ	被所有 直接 100.0%	諸設備の 利用 経営指導 役員の兼任	事務所及び 設備等の賃 貸	38	未収収益 前受収益	0 2
				連結納税支 払予定額	—	未払金	175
				経営指導料 の支払	526	未払費用	46
				被保証債務 (注3)	13,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 被保証債務は、当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾に対して連帯保証を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。また、取引金額は極度額を記載しております。

第11期

② ヘッジ会計が適用されているもの
該当するものはありません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還
予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
現金・預金	12,747	—
預託金	50,499	—
約定見返勘定	184	—
短期差入保証金	4,142	—
未収収益	727	—
合計	68,300	—

8 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等 の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親 会 社	株式会社マ ネーパート ナーズグル ープ	被所有 直接 100.0%	諸設備の 利用 経営指導 役員の兼任	事務所及び 設備等の賃 貸	38	未収収益 前受収益	0 2
				連結納税支 払予定額	—	未払金	147
				経営指導料 の支払	501	未払費用	44
				被保証債務 (注3,4)	15,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾に対して連帯保証（極度額13,000百万円）を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。
4. 金融機関との当座貸越契約による借入に対して連帯保証（極度額2,000百万円）を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。

第 10 期

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等 の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親 会 社 の 子 会 社	株式会社マネーパートナーズソリューションズ	なし	諸設備の利用 ソフトウェアの 開発委託 役員の兼任	事務所及び 設備等の賃 貸	36	未収収益 前受収益	1 2
				システム開発委 託及び保守	1,023	未払金 未払費用	76 74

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	175,334円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	10,338円07銭

第 11 期

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等 の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親 会 社 の 子 会 社	株式会社マネーパートナーズソリューションズ	なし	諸設備の利用 ソフトウェアの 開発委託 役員の兼任	事務所及び 設備等の賃 貸	36	未収収益 前受収益	0 2
				システム開発委 託及び保守	1,106	未払金 未払費用	79 69

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	180,861円85銭
(2) 1株当たり当期純利益	9,847円08銭

10. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産グループの概要及び減損損失の金額

場所	用途	種類	減損損失の金額
株式会社 マネーパートナーズ 本社(東京都港区)	仮想通貨関連 システム	ソフトウェア仮勘定	124百万円
		小計	124百万円
	新商品関連 システム	ソフトウェア仮勘定	22百万円
		長期前払費用	11百万円
		小計	34百万円
	合計		

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

仮想通貨関連システム及び新商品関連システムにつきましては、事業の開始時期が具体的に見込めず遊休状態となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

第 10 期	第 11 期
	<p>(3) 資産のグルーピングの方法</p> <p>当社は、「投資・金融サービス業」の報告セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。</p> <p>ただし、遊休資産については、個別資産ごとに独立した単位としてグルーピングしております。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、使用価値を使用しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。</p>

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位：百万円)

借入先の氏名又は名称	第10期 (平成 30 年 3 月 31 日)	第11期 (平成 31 年 3 月 31 日)
短期借入金		
東京短資株式会社	1,000	1,000
東京証券信用組合	700	-
みずほ銀行	500	-
三井住友銀行	86	-

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する監査法人等による監査の有無

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツより監査を受けております。

IV 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

(1) 内部管理の状況

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を含む各種規程を網羅的に整備しており、各役職員が責任と権限を持って適正に業務を遂行しております。また、社長直属の組織として内部監査室を設置し内部牽制機能を強化しております。業務、組織、制度監査を中心に半期に1度定期的な内部監査を実施し内部統制システムの充実に努めております。

また、当社は、親会社である株式会社マネーパートナーズグループが原則毎週1回開催するグループ各社取締役で構成するグループ経営会議において、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を行っております。更に、常設会議体としてコンプライアンス会議及びリスク管理会議を設置し月に1回以上開催しており、企業統治や法令遵守状況及びリスク管理の実態監視、危険防止のための社内啓蒙活動等につき情報共有を行い問題点への対策を協議しております。このほか、社外弁護士より適宜リスク対応等の助言を受けております。

(2) お客様からの苦情等

お客様からの相談及び苦情につきましては、コールセンター及びお客さま相談室において対応しております。当社に対するお客様のご意見、ご相談又は苦情につきましては、以下の問い合わせ窓口を設置しております。

【お問い合わせ窓口】

コールセンター

受付時間：月曜日7：00 から23：00 火曜日から金曜日7：30から23：00

受付方法：電話（0120-860-894）またはEメール（info@moneypartners.co.jp）

お客様相談室

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00 から17：00

受付方法：電話（03-4540-3811）

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項 目	第10期 (平成30年3月31日)	第11期 (平成31年3月31日)
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	350	389
期末日現在の顧客分別金信託額	460	460
期末日現在の顧客分別金必要額	281	386

② 有価証券の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

有価証券の種類	第10期 (平成30年3月31日)		第11期 (平成31年3月31日)	
	国内有価証券	外国有価証券	国内有価証券	外国有価証券
株 券	319千株	一千株	281千株	一千株
債 券	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
受益証券	0百万口	一百万口	0百万口	一百万口
新株予約権証券	一千個	一千個	一千個	一千個

ロ 受入保証金代用有価証券

該当事項はありません。

ハ 管理の状況

管理場所及び国名	管理方法	区 分	第10期 (平成30年3月31日)		第11期 (平成31年3月31日)	
			数・額面金額	単 位	数・額面金額	単 位
(株)証券保管振替機構 日本国	混蔵 管理	株 券	319	千株	281	千株
		債 券	—	百万円	—	百万円
		受益証券	0	百万口	0	百万口
		新株予約権 証券	—	千個	—	千個

③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当事項はありません。

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

① 商品顧客区分管理信託の状況

該当事項はありません。

② 有価証券の区分管理の状況

該当事項はありません。

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

① 法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況

	管理の方法	当期末残高	前期末残高	内 訳
金 銭	金 銭 信 託	30,000百万円	30,000百万円	みずほ信託銀行(株)
	金 銭 信 託	16,020百万円	14,810百万円	(株)三井住友銀行
有 価 証 券 等	第三者による管理 (株券)	5,475千株	5,583千株	(株)証券保管振替機構
	第三者による管理 (受益証券)	0百万円	0百万円	(株)証券保管振替機構

② 法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項はありません。

以上